農地法第３・４・５条申請添付書類

◎印は必須書類
○印は必要に応じて
申請書提出前に再度確認し、「要否」欄にチェックを入れてください。

番号	要否	書類名	３条	３条 法人	４条	５条 個人	５条 法人	備考
1		申請書	◎	◎	◎	◎	◎	３条は１部、４・５条は原本１部、写し１部提出。
2		地元農業委員・地元推進委員確認書	◎	◎	◎	◎	◎	地元農業委員及び推進委員が申請内容及び現地を確認
3		土地の登記簿謄本（登記事項証明書）	◎	◎	◎	◎	◎	申請日３ヶ月以内の原本。（法務局）
4		１４条地図	◎	◎	◎	◎	◎	申請日３ヶ月以内の原本。（法務局）
5		位置図	◎	◎	◎	◎	◎	住宅地図等を利用。
6		現況写真	◎	◎	◎	◎	◎	申請地の現在の状況がわかる写真
7		申請地の平面図（土地利用計画図）			◎	◎	◎	排水経路等を記入し土地利用の目的を明確に。
8		申請地の断面図			○	○	○	構造物や排水が分かるように。造成する場合。
9		建物又は施設の平面図			○	○	○	建築面積等を記入。
10		建物又は施設の立面図			○	○	○	必要に応じて添付。
11		承諾書			◎	◎	◎	隣接耕作者。里道、水路管理者（区長等）
12		確約書	◎	◎				耕作目的での農地取得の場合。（貸借を含む）
13		工事見積書			◎	◎	◎	消費税を含む金額を記載。
14		選定理由書			○	○	○	第３種農地以外の農地は必要。
15		資金証明書（残高又は融資）			◎	◎	◎	残高証明の証明年月日は申請月の日付であること。ただし、申請が締切日から末日までの場合は、翌月の証明とする。原本を提出する。 通帳のコピーでも可。
16		住民票	○	○	○	○	○	武雄市外に居住している場合。
17		戸籍の附票	○	○	○	○	○	登記簿上の住所と現住所が異なる場合。
18		求積図			○	○	○	一筆の一部を分筆せず一時転用等する場合。
19		始末書及び現況写真			○	○	○	無断転用の場合、始末書は自署で押印し、写真は全景で撮影方向を配置図に記す
20		営農計画書	○	○				必要に応じて添付。
21		事業計画書（資材置場・駐車場）			○	○	○	必要に応じて添付。
22		過去の建売分譲・建築条件付売買予定地の進捗状況			○	○	○	過去３年間の市内の農地転用許可分。未完了のものは３年以上経過しているものも報告の対象。
23		水利権者の同意書			○	○	○	取水、排水について同意を要する場合。
24		仮登記権者の同意書	○	○	○	○	○	仮登記権が設定されている場合。譲受人の場合不要。
25		土地改良区の意見書			○	○	○	土地改良区域内にある場合。
26		通行承諾書			○	○	○	申請地へ行くため他人の土地を利用する場合。
27		他法令許認可申請書の写し			○	○	○	関係機関の受付印があるもの。
28		法人の定款又は寄付行為の写し		◎ いずれか			◎ いずれか	原本証明が必要。
29		法人の登記簿謄本						申請日３ヶ月以内の原本。
30		宅地建物取引業免許証の写し			○	○	○	宅地分譲、建売分譲住宅、建築条件付売買予定地である場合。
31		耕作者の同意書又は農地法第18条第６項による合意解約書の写し	○	○	○	○	○	賃借権等に基づく耕作者がいる場合。
32		総会の議事録			○	○	○	法人格のない団体が申請する場合。
33		地縁団体台帳	○	○	○	○	○	地縁団体の場合。
34		農地復元確約書			○	○	○	一時転用の場合。
35		貸駐車場予定者名簿			○	○	○	駐車場台数の概ね７割以上。
36		賃貸契約書（写）			○	○	○	必要に応じて添付。
37		組合員名簿又は株主名簿の写し		◎				農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合。

※添付書類が、これ以外にも必要になる場合がありますのでご相談ください。
※本人以外での申請は、委任状が必要になります。

農地法第４条・第５条（農地の転用）の申請事務処理の流れ

① 申請締切日　毎月　１６日　（休日の場合は前日　＊内容によっては事前協議が必要）
② 市農業委員会「総会」　翌月　５日　頃
③ 県知事進達　８日　頃
④ 県常設会議　１５日　頃
⑤ 許可書交付　翌々月　上旬　頃　（期間を要します）

申請書類の補正等がある場合や、４ｈａ以上の申請は農政局との協議となるため、上記より期間を要します。

◎問合せ先　武雄市農業委員会事務局　TEL0954-23-9245　FAX0954-23-3816
佐賀県農山漁村課　TEL0952-25-7123　FAX0952-25-7284